

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		販売前における受託物品の検査及び検査証の交付
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第47条第1項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、検査しない。 (1) 大動物で、半丸の4分の1以上を提示しないとき。 (2) 小動物で、半丸以上を提示しないとき。 (3) 部分肉で、事故品であることが認められる数量以上の提示がないとき。 (4) けい留中において死亡したとき。 (5) 明らかに卸売業者の責に帰するものと判断した卸売前の事故品
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		